平成２３年（フ）第９３６号
札幌市東区東苗穂８条３丁目16番23号
債務者　片桐　優子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２号
群馬県北群馬郡吉岡町大久保3455―１　メゾンプレミールⅢ101号、住民票上の住所群馬県渋川市北牧398番地
債務者　飯塚　春樹
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１２９号
群馬県前橋市西片貝町２丁目114番地１　Ａ―204号
債務者　砂賀あすか
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１３６号
群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町527番地６
債務者　小林　一也
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１５４号
群馬県伊勢崎市境上武士650番地１
債務者　門倉モト子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１１７号
千葉市美浜区真砂２丁目20番15―201号
債務者　倉原　　梓
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２４号
千葉県船橋市習志野台３丁目３番４棟504号
債務者　小塚　智久
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２３５号
千葉市花見川区花見川４番16棟1016号
債務者　松藤　純一
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２３８号
千葉県船橋市南本町34番３号　大館荘201号
債務者　遠山　知里
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５３号
相模原市南区相武台団地２丁目７番２―13号
債務者　小林　定夫
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７８号
神奈川県座間市相模が丘３丁目34番６号
債務者　市毛　孝和
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第９０号
相模原市南区若松６丁目１番27号　ベラビスタ21―Ｂ棟101
債務者　市塲　教郎
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第９１号
相模原市南区相南３丁目22番11号　パイシーズ55―203号
債務者　石井　智博
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第９３号
相模原市南区若松５丁目７番７号　ハイツ長岡202号
債務者　西岡　忠雄
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１０３号
相模原市南区上鶴間３丁目１番５号　フィノ相模大野302
債務者　二瓶　征子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１１２号
相模原市南区東林間１丁目19番２―210号
債務者　坂野　怜子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１４５号
新潟市南区大通黄金５丁目６番地25　レオパレスハピネス102
債務者　国本　隆幸
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部